

NTT DATA

Trusted Global Innovator

資料 1 - 3 - 2



情報銀行ビジネス参画事業者を増加させるための検討案

2020年11月30日
株式会社NTTデータ

情報銀行ビジネスに関心のある弊社顧客との合同検討会にて意見交換を実施したところ、以下二点の課題がある。

課題	内容	課題解決検討の方向性
① 認証取得のハードルの高さ	「プライバシーマーク・ISMS認証など」の取得が情報提供先にも求められているが、特に事業ごとに分社化されている企業群はハードルが高い。	情報銀行ビジネス領域に適切となる、新たな基準策定の検討
② 補足①～③に準じた取組みについて、実行にあたり詳細化が必要	情報提供先自体が保有するデータとかけ合わせて、より良いサービスを提供したいという意向に対し、企業側にとって具体的なアクションに落とし込むことが困難	補足①～③に準じた形での、高度なデータ活用方法を規定

認定基準

1) 事業者の適格性

項目	内容
①経営面の要件	・法人格を持つこと
	・業務を健全に遂行し、情報セキュリティなど認定基準を担保するに足りる財産的基礎を有していること (例) 直近(数年)の財務諸表の提示(支払不能に陥っていないこと、債務超過がないこと)等
	・損害賠償請求があった場合に対応できる能力があること (例) 一定の資産規模がある、賠償責任保険に加入している 等
②業務能力など	・個人情報保護法を含む必要となる法令を遵守していること ・プライバシーポリシー、セキュリティポリシーが策定されていること
	・個人情報の取り扱いの業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、社会的信用を有するよう実施・ガバナンス体制が整っていること (例) 類似の業務経験を有する、プライバシーマーク・ISMS認証などの認証を有している 等
	・情報提供先との間でモデル約款の記載事項に準じた契約を締結することで、情報提供先の管理体制を把握するなど適切な監督をすること、情報提供先にも、情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い(セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等)を求めると(※) 等
	・認定の対象となる事業が限定される場合、事業者は申請の対象となる事業の部分を明確化すること

(※) 情報銀行は、提供先がPマークまたはISMS認証を取得していない場合であっても、

- ・情報は情報銀行が管理し、提供先は決められた方法で、必要な情報の閲覧のみができることとする
- ・提供先において特定の個人を識別できないよう、個人情報の暗号化処理または個人情報の一部の置き換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた形で提供先に提供する
- ・情報銀行の監督下で、提供先からPマークまたはISMS認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させるのいずれかの対策を講じた上で、それぞれのケースにおいて求められる情報セキュリティ・プライバシーに関する具体的基準を提供先が遵守していると認められる場合には、「認定基準に準じた扱い」であることができる。

(出典) 総務省HP「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」より

①新たな基準策定の検討 令和元年度中の弊社取り組み

全情報銀行に適用可能なデータ活用企業向けの基準を整備することは、適切なパーソナルデータ利活用促進に貢献すると想定し、プライバシーマークやISMSとは異なる新たな基準策定について、弊社顧客と議論。

情報提供先
企業側の考え

- ・審査のたびに証拠を揃えるのは負担が大きい
- ・契約書で基準を満たしていることを誓約する程度に留めたい

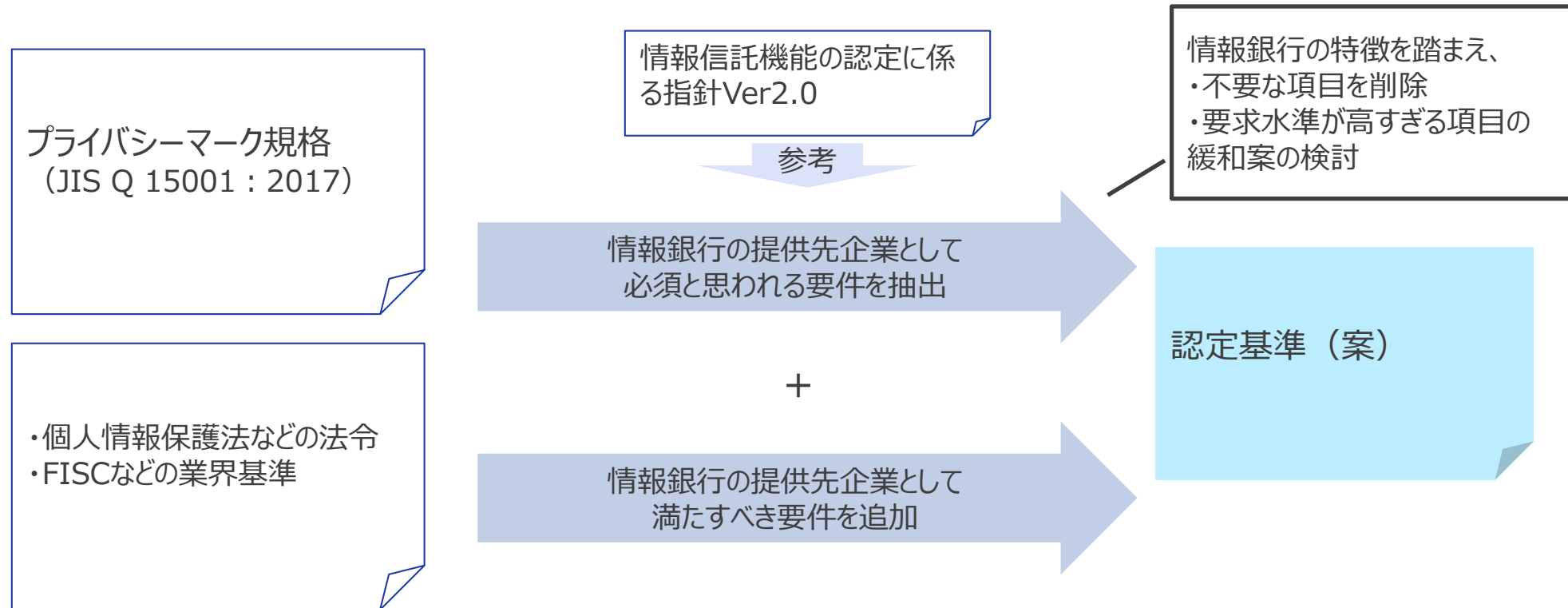
弊社想定

- ・中途半端な審査では、結局情報銀行ごとの審査が求められ、結果的に企業側の負担が大きいのではないか？
- ・個人の十分な信用が得られないのではないか？

「第三者組織による証拠に基づいた公正な審査・認定を前提とし、一度の審査で全情報銀行から情報授受が可能となる基準整備」を目指す

①新たな基準策定の検討 令和元年度中の弊社取り組み

プライバシーマーク規格より、情報銀行の提供先企業としての必須要件のみを抽出、
また、セキュリティ基準・ガバナンス体制・事業内容の基準としてその他満たすべき要件を追加し、認定基準（案）を検討。



①新たな基準策定の検討 令和元年度中の弊社取り組み

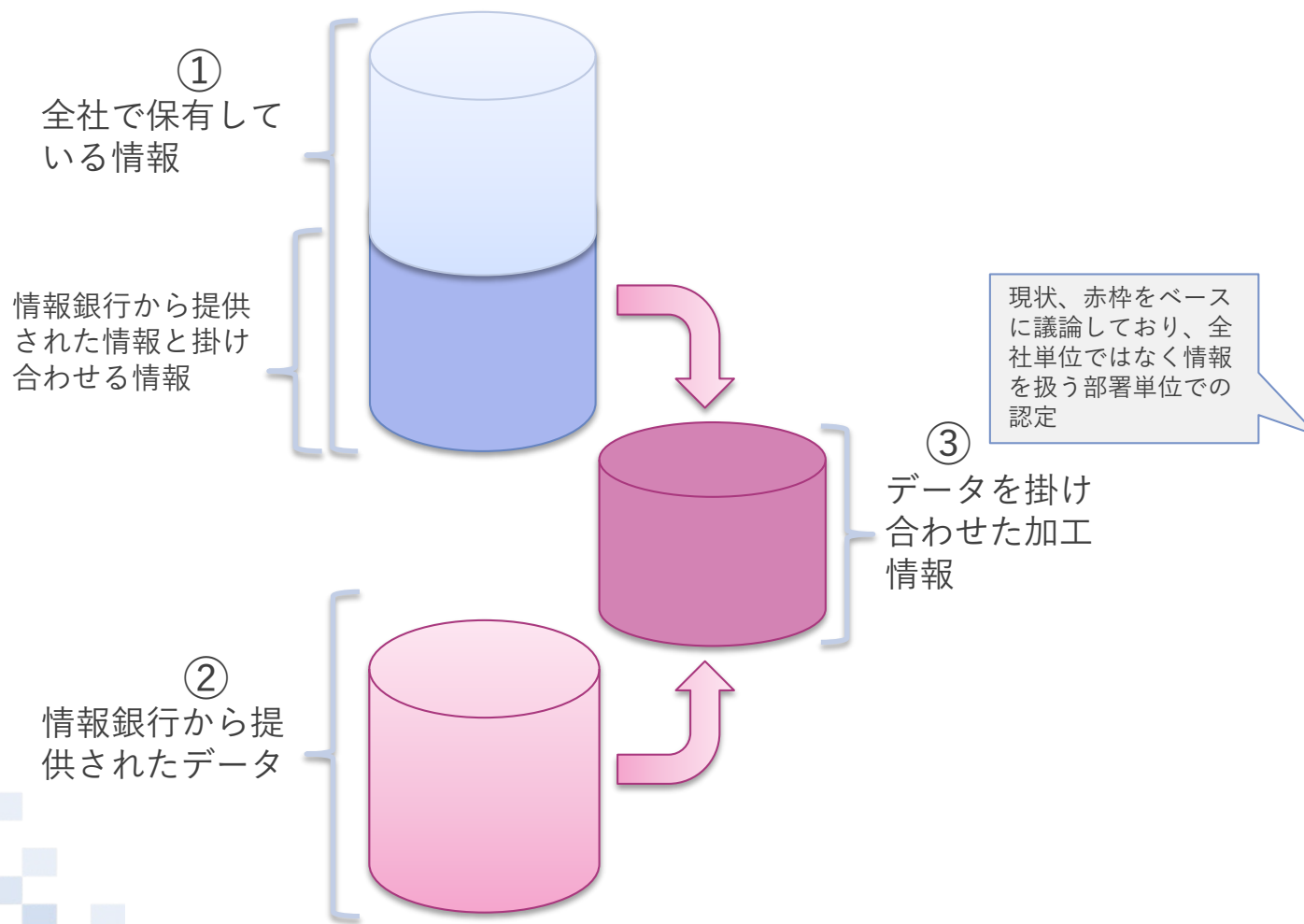
各論点について、議論を行い結論を導いたものの、検討着手当初に想定していた以上にプライバシーマークに近い結果となる。

プライバシーマーク等の有識者の方とも意見交換したが、この方向性での新たな基準策定はハードルが高く、スピード感に欠けるという認識に至る。

No.	論点	結論
1	認定組織について	策定した基準に基づく審査は情報銀行ではなく、第三者組織が実施する前提とする。
2	ガイドライン・基準の適用範囲について	「情報銀行から提供を受けた情報に加え、社内の情報を付加し加工したもの」までを適用範囲とする。それに応じて、全社単位ではなく当該情報活用・参照する部署単位での適用とする。
3	基準設定について 削除項目および追加項目	削除 <ul style="list-style-type: none">・情報銀行ビジネスの初期フェーズにおいて取り扱い対象外（外国にある第三者への情報提供 等）・情報銀行ビジネス／データ活用企業においては考慮不要もしくは運用が想定されない 追加 <ul style="list-style-type: none">・「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」で情報活用企業側も遵守必須とされている基準・新たな法改正・規制（個人情報保護法改正、公取委による公表情報）の動向を考慮 ※検討時点では申送り事項とした <ul style="list-style-type: none">・全企業が最低限求められる安全管理措置を具体化
4	審査時のエビデンスについて	表明保証ではなく第三者に説明可能な証跡に基づき審査を受ける方針とする。

(参考) ①新たな基準・資格 令和元年度中の弊社取組み
 情報提供先企業向け基準（案）が対象とする監査範囲

策定するガイドライン（案）が対象とする「情報の範囲」および「組織の範囲」について、情報の範囲は図内の赤枠に示す範囲とし、全社単位ではなく情報を保管・活用する部署単位での認定とする方針で議論を進めている。



ガイドライン（案）が対象とする情報及び実効性担保の手段のパターン

パターン	対象	実効性担保の手段	
		監査	契約*
A-1	②情報銀行から提供されたデータのみ	○	
B-1	②情報銀行から提供されたデータ	○	
B-2	②情報銀行から提供されたデータ及び③データを掛け合わせた加工情報	△ (②のみ)	○
C-1	全て (①+②+③)	○	
C-2	全て (①+②+③)	△ (②のみ)	○

○：実施、△：一部実施

*表中の「契約」とは、監査を実施しないものを指す

①新たな基準策定の検討

先述の経緯はあるが、参画企業を増やすためには着手できるルール整備、仕組みづくりが必要であると考える。あるべき姿を実現するために、論点となりそうな要素を記載する。

あるべき姿

情報銀行・情報提供先双方にとって過度な負担を負うことなく、企業参画を促すことが可能な情報提供先向けの新たな基準が整備されていること

論点	課題解決検討の方向性（案）
基準適用の対象者・位置づけ	認定情報銀行から情報提供を受けたい情報提供先企業を対象とした、共通的な審査基準。情報提供先用プライバシーマークのような位置づけが理想と史料。 ※各情報銀行にて個別審査したい一部項目については、各情報銀行との契約時に実施
審査の対象	マネジメント要素のみとする。 ※当該対象とはならないが、技術要素についても標準技術の策定により審査負荷軽減が期待可能と考えており、IT連情報銀行促進委員会から提言のあった、通信方式（FAPI等）の標準化について検討すべきと想定
運用方法	情報提供先企業候補が基準を満たしているか否かを第三者による監査機関が審査当該監査結果を認定団体が評価して認定する。
義務化要否	総合的な双方の負担軽減を考慮すると、義務化に至らずとも強く推奨する

①新たな基準策定の検討

情報銀行との契約時に必要となる共通的な審査項目を、情報提供先用プライバシーマークとして第三者機関が審査し、審査結果を他の情報銀行との契約時にも有効とできれば、情報銀行・情報提供先双方にとってメリットがあると考える。

現状

情報提供先に求める基準数
(指針ver2.0より)

約**40**項目

×

N社

情報銀行数 or
情報提供先企業数

+ **Pマーク or ISMS認証取得**

※各基準内に複数観点が含まれる

…情報銀行、情報提供先双方にとって
事業拡大とともに負担増大



案

情報提供先に求める
共通的な基準

約**30**項目

×

1回

+ **a** (<Pマーク)

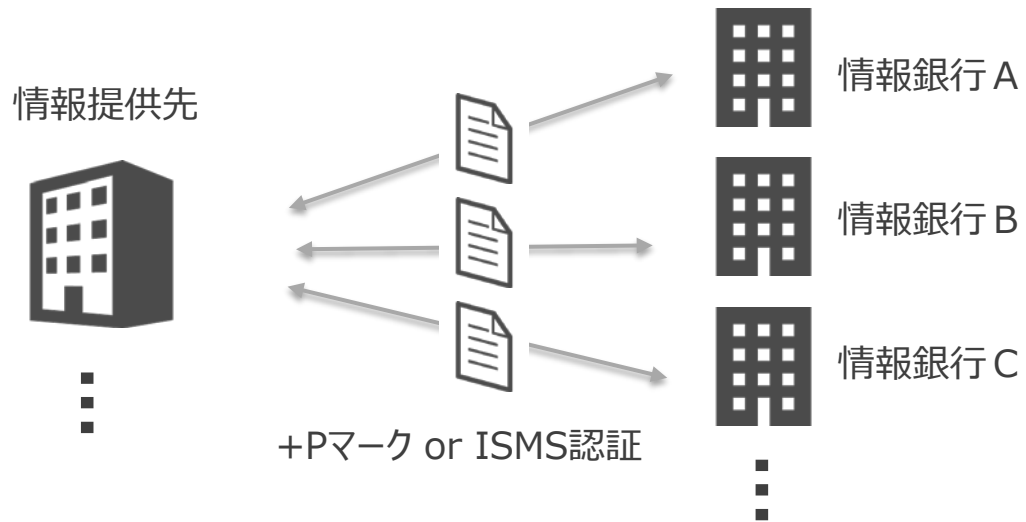
※ a : プライバシーマーク基準のうち、情報銀行領域で必須となる項目。同基準全体比で1~2割程度簡素化が可能と想定。

…情報提供先に求める基準を第三者
機関が一括で審査

①新たな基準策定の検討

情報銀行との契約時に必要となる共通的な審査項目を、情報提供先用プライバシーマークとして第三者機関が審査し、審査結果を他の情報銀行との契約時にも有効とできれば、情報銀行・情報提供先双方にとってメリットがあると考える。

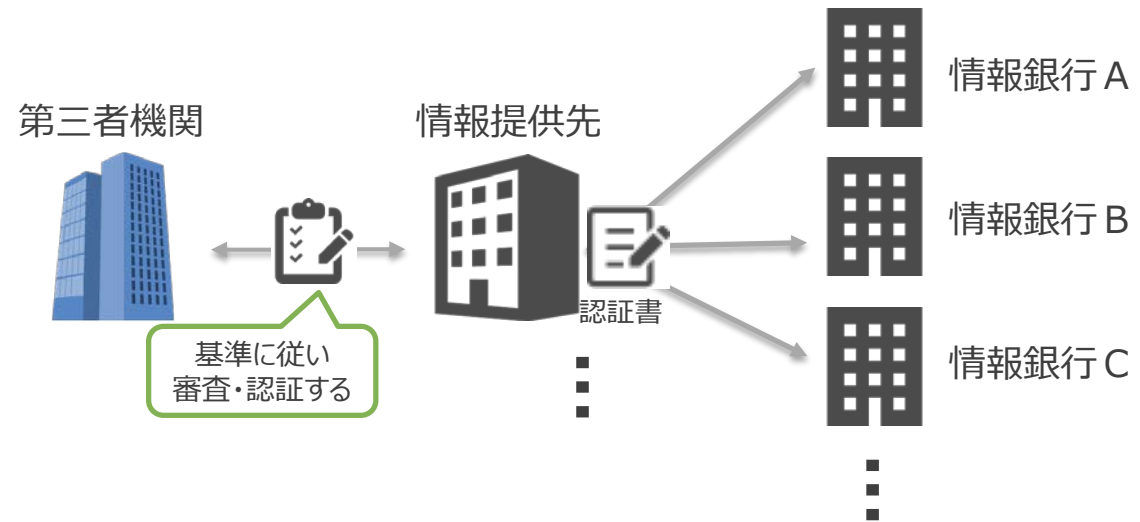
現状



N社×N社の審査数となり、双方の負担が大きい

- ✓ 少なくとも指針ver.2.0に示されている約40項目の基準について契約の都度、審査が必要。
- ➡ 今後、情報銀行ビジネスへの参画者を増やすにあたり、大きな障壁となる可能性

案

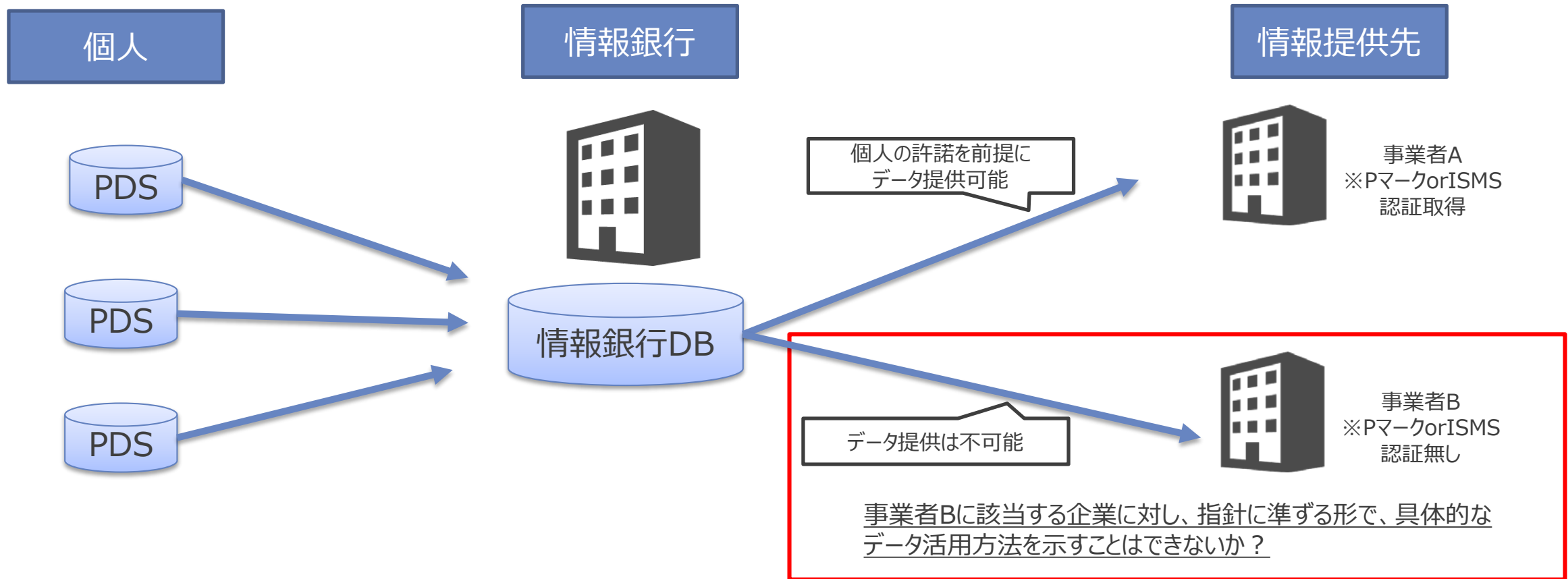


N社×1回となり、双方の負担を軽減

- ✓ 情報提供先に求める共通的な基準+a(※)を第三者機関が一括で審査
 - ➡ 情報銀行、情報提供先双方の負担軽減となり、参画しやすいスキームに
- ※ プライバシーマーク基準のうち、情報銀行領域で必須となる項目。同基準全体比で1~2割程度簡素化が可能と想定。

②高度なデータ活用方法を規定

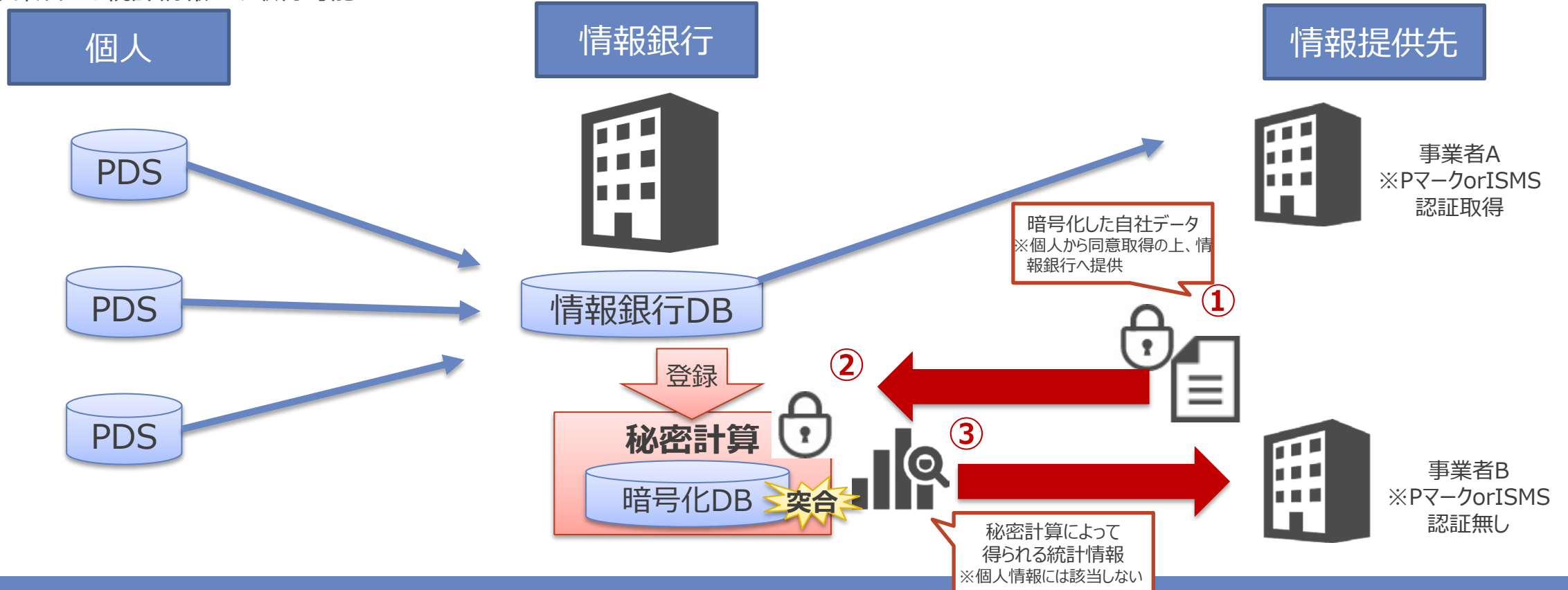
仮にPマークやISMS等の認証を取得していない場合であっても、現在の指針に準ずる形で、企業側に具体的な対策案で以て、高度なデータ活用が可能であることを示すことで、参画企業は増やすことはできないか。



② 高度なデータ活用方法を規定

「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」の例外規定2点目「提供先において特定の個人を識別できないよう～（後略）」に準ずる形で「ISO/IEC 19592-2 に基づく秘密分散をデータ形式とする秘密計算を活用し、事業者Bに該当する企業に対して、分析結果を返却する仕組みを構築することはどうか。

- ① 事業者Bは暗号化した自社データを情報銀行に提供
- ② 情報銀行は暗号化されたDBに対してのみ事業者Bのアクセスを許可
秘密計算上で情報銀行DBのデータを事業者Bのデータを分析
- ③ 事業者Bは統計情報のみ取得可能





NTT DATA

Trusted Global Innovator